

【障がい者居宅介護】 料金について

サービス料の1割と飲食代等の実費が自己負担となります。

サービスの1割負担部分は、所得に応じて上限が設定されています。どの区分になるかは市町村が決定します。

※詳しくは各市町村の障害福祉窓口にご相談ください。

【利用者負担額】

名称	概要	金額
生活保護	生活保護世帯	0
低所得 1	市町村税非課税世帯であって、収入が80万円以下	0
低所得 2	市町村税非課税世帯であって、②に該当しない	0
一般 1	市町村民税課税世帯であって、ア又はイに該当し、市町村民税所得割額が60万円未満 ア) 居宅で生活、イ) 20歳未満の施設入所者	9,300
一般 2	市町村民税課税世帯であって、④に該当しない	37,200

単位：円



【利用料金明細】

		1人提供の場合	2人提供の場合	概要
所要時間	30分未満	288	576	
所要時間	30分から1時間未満	437	874	
所要時間	1時間以上1時間30分未満	619	1,238	
所要時間	1時間30分以上2時間未満	762	1,524	
所要時間	2時間以上2時間30分未満	905	1,810	
所要時間	2時間30分以上3時間未満	1,047	2,094	
所要時間	3時間以上3時間30分未満	1,191	2,382	
所要時間	3時間30分以上4時間未満	1,334	2,668	
所要時間	4時間以上4時間30分未満	1,479	2,958	
所要時間	4時間30分以上5時間未満	1,623	3,246	
所要時間	5時間以上5時間30分未満	1,764	3,528	
所要時間	5時間30分以上6時間未満	1,904	3,808	
所要時間	6時間以上6時間30分未満	2,046	4,092	
所要時間	6時間30分以上7時間未満	2,192	4,384	
所要時間	7時間以上7時間30分未満	2,340	4,680	
所要時間	7時間30分以上	2,485	4,970	
特定事業所加算Ⅱ	100分の10			厚労省が定めた条件を満たしている事業所が算定できる ①研修の実施やサービスの質向上に取り組んでいること ②質の高いサービスを提供するための人勢を確保していること ③重度障害を持つ利用者の受け入れを行っていること
特別地域加算	100分の15			山間部の利用者に対してサービスが提供された場合
緊急時対応加算	100			突然の要請を受けてから24時間以内にサービス提供した場合
初回加算	200			新規利用者へサービス提供責任者が支援した場合
利用者負担上限額管理加算	150			対象者の負担額の管理を行った場合
喀痰吸引等支援体制加算	150			たんの吸引等を実施した場合
行動障害支援指導連携加算	100			ケアマネジャーと連携し、情報共有・評価した場合
福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ	1000分の382			職員の処遇改善等の取り組みを行った場合
※飲食代、レクリエーションに係る費用（材料費・入場料）等は、障害福祉サービス費支給の対象ではありませんので実費掛かります。				